

延岡市立東海小学校 いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長 及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。

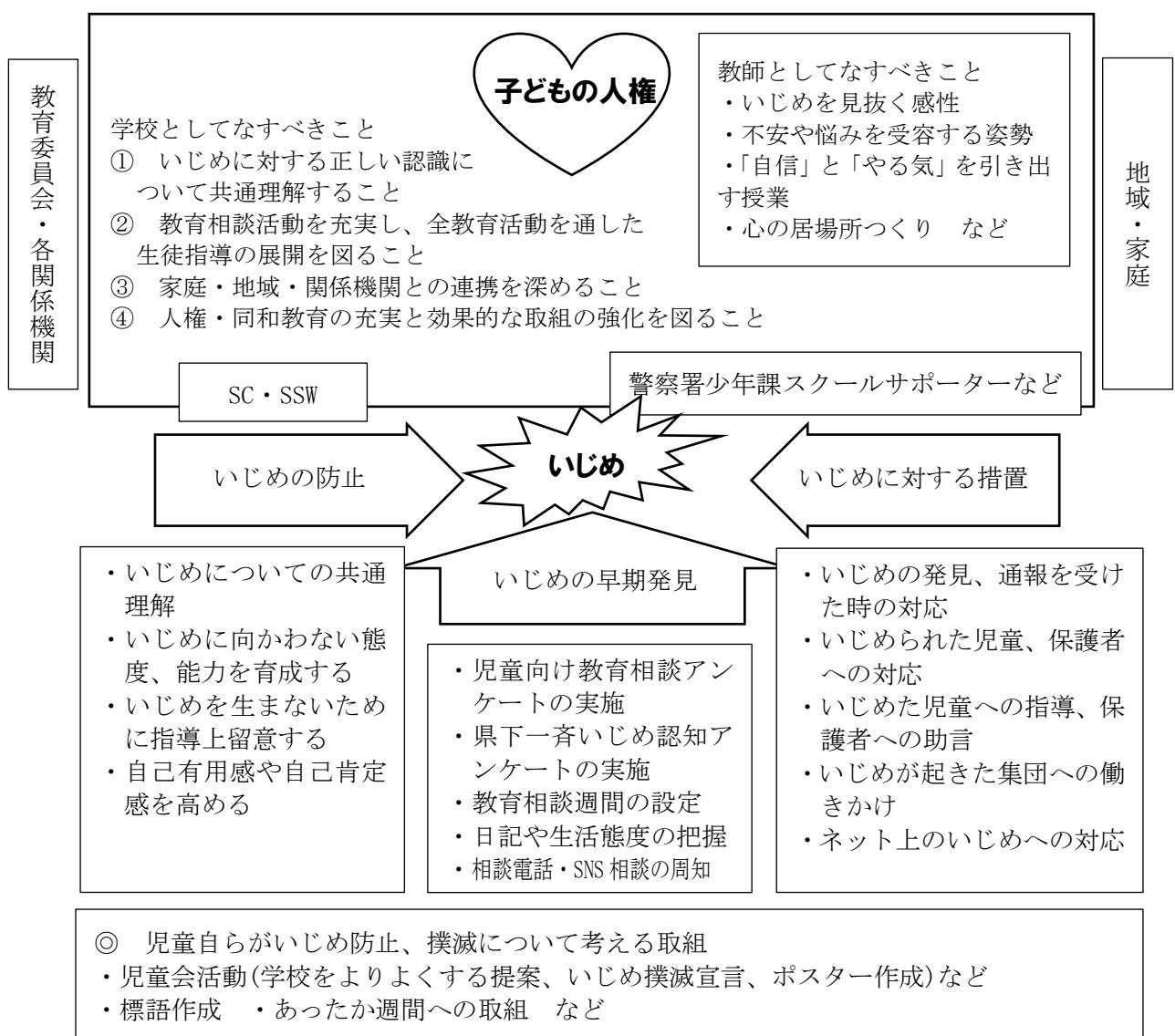
児童の尊厳を保持する目的のもと、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭その他の関係者が連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づき、校長が、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見 及びいじめに対する措置）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定する。

いじめ防止基本方針構想図

「いじめは人間として絶対に許されない」という認識

「いじめはどの学校でも、どの子にも起こりうる」という危機意識

「いじめられている子どもを最後まで守り抜く」という信念



1 いじめに対する基本姿勢

「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い認識をもつこと

「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こりうる」という危機意識をもつこと

「いじめられている子どもを最後まで守り抜く」という信念をもつこと

本校においては、この3つの考え方を基本に、家庭・地域等と連携を図り、自校の課題を見出し、児童の実態に応じた取組を推進する。また、市教委や関係機関等と連携し、「いじめの防止」「いじめの早期発見」「いじめに対する措置」を適切に行う。

(1) 学校としてなすべきこと

① いじめに対する正しい認識について共通理解すること

- ・ いじめは人間として絶対に許されない行為であり、いじめをはやしたてたり傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されないと強く認識する。
- ・ いじめられている人を助けることは、いじめている人を助けることにもなると認識する。
- ・ 教師一人一人がいじめ問題の重要性を正しく認識し、職員間及び保護者との連絡を密にし、情報交換や共通理解を図る。
- ・ 校内研修会を実施し、教職員のいじめに対する感度を高めるとともに、正しく認識し、組織的な体制を整える。

② 教育相談を充実し、全教育活動を通した児童指導の展開を図ること

- ・ 「いじめはどの学校でもどの子にも起こりうる」という危機意識をもち、児童のわずかなサインもキャッチできるようにする。
- ・ 月1回の生活アンケートを実施するとともに学期1回の教育相談を充実することで、いじめへの対処療法的な対応にとどまらず、全教育活動を通した積極的な指導を展開する。
- ・ 以下に示す「いじめのチェックポイントの視点」を参考にし、これまでの教育活動を振り返り、評価・改善していく。
- ・ いじめの早期解消に向けて、カウンセリング委員会等で、全教職員で一致協力して継続的に取り組む。

生活アンケート	毎月1回、記名・無記名で悩みや不安を調査する。
教育相談	学期1回、全児童を対象に担任との相談時間を設ける。相談場所が他の児童に見えないよう配慮し、相談内容は秘匿とする。必要であれば担任以外に相談できる。
カウンセリング委員会	毎月1回、構成員は全職員とし、生活アンケートや教育相談、観察を通して気になる児童への対応について協議し共通理解を図る。
その他：欠席日数、欠席曜日の調査 保健室の通室調査 県下一斉いじめアンケート	

いじめのチェックポイントの視点

表情や態度	沈んだ表情。口をききたがらない。わざとはしゃぐ。ぼんやりした状態でいる。視線を合わせるのを嫌う等。
服装	シャツやズボンが破れている。ボタンがとれている。服に靴のあとがついている等。
身体	顔や身体に傷やあざが出来ている。マジックで身体へのいたずら書き。登校時に身体の不調を訴える。顔がむくんでいる、青白い等。
行動	ぽつんと一人でいることが多い。急に学習意欲が低下。忘れ物が多くなる。特定のグループと行動するようになる。使い走りをさせられる。プロレスの技を仕掛けられる等。
持ち物	持ち物がしばしば隠される。持ち物に落書きされる。必要以上のお金を持っている等。
周囲の様子	人格を無視したあだ名を付けられる。よくからかわれたり無視されたりする。発言に爆笑が起きる等。

③ 家庭・地域・関係機関との連携を深めること

- ・ いじめの未然防止や早期発見、いじめられている子を最後まで守り抜くために、学校だけで取り組むのではなく、家庭・地域・関係諸機関と連携する。
- ・ 日頃より、保護者とコミュニケーションを密にし、信頼関係を築く。必要に応じて家庭訪問を行う。
- ・ 必要に応じ、児童相談所・警察等の地域の関係機関・相談機関と連携し協力関係を築く。特に、暴行や傷害、恐喝、強要、窃盗等、刑罰法規に抵触するものについては警察と連携・協力し対応する。

④ 人権・同和教育の充実と効果的な取組の強化を図ること

- ・ 7月1週目の県下一斎「いのちを大切にする教育」週間において、全校でいのちを大切にすることに向けた取組を行う。
- ・ 12月10日「世界人権デー」は、世界中の人々が人権について考え、尊重し合うための機会で、人権侵害問題の解決に向けて行動を起こすための呼びかけもある。この期を捉えて、様々な人権について児童に考えさせる。
- ・ 12月1週目の「あったか週間」では、言葉遣いを考えることを通して、一人一人の人権に対する意識や関心を高める機会とする。また、身の回りで起こる問題を、「誰か」の問題ではなく、自分の問題として捉え、互いの人権を尊重し合うことの大切さを考える機会とする。言われて嬉しい言葉（ふわふわ言葉）についての標語作りに取り組む。

(2) 教師としてなすべきこと

① いじめを見抜く感性を磨くこと

いじめは、教師の目の届きにくいところで起こることを念頭に、「いじめのチェックポイントの視点」を参考にしながら、教師自身がいじめを見抜く感性を磨く。

② 不安や悩みを受容する姿勢を持つこと

児童の話を最後まで傾聴し、不安や悩みを受け止め、解決に向けて粘り強く対応する。

- ③ 生徒指導の三機能（自己存在感、共感的人間関係、自己決定）を活かした授業づくりに努めること
児童との信頼関係に基づいた授業を実践し、児童の「自信」と「やる気」を引き出す。
- ④ 心の居場所づくりに努めること
児童一人一人が自己存在感を感じられるように、教師と児童及び児童相互の温かい人間関係を基に、安心できる心の居場所としての学級づくりに努める。
- ⑤ 一人一人の心の理解に努めること
日記や生活カード等を通した心の交流をしたり、休み時間や清掃時間も児童と一緒に活動したりし、児童一人一人に1日に1回は声をかけるよう心がける。
- ⑥ いじめは許さないという学級風土をつくること
道徳や学級活動の時間等で、いじめの問題、命の大切さ、規範意識に関わる題材を取り上げる等、日頃からいじめを許さない学級風土をつくる。
- ⑦ 子どもの姿を見つめること
いじめが起こっていない状態をしっかりと把握し、アンテナを高くして、児童の少しの変化も見逃さないように、日頃の児童一人一人の様子を観察するとともに、学級の様子にも注意を傾ける。
- ⑧ 互いに個性を認め合う学級経営に努めること
児童の不得意なところや身体的な特徴がいじめのきっかけにならないように、児童一人一人がそれぞれの違いを個性として認め合うような学級経営に努める。
- ⑨ いじめを受けた児童を最後まで守ること
いじめを受けた児童の苦しみを受容し、「いじめられている子どもを守り通す」ことを言動で示し、毅然とした姿勢で対応する。
- ⑩ 教師間で連携・協力して問題の解決にあたること
担任は開かれた学級経営に努め、問題を抱え込むことなく、他の教師に協力を求める勇気と責任をもつ。
- ⑪ 児童や保護者からの声に誠実に答えること
日頃から、いじめられている子どもやその保護者の立場に立ち、誠実に解決しようとする姿勢や態度を示し、信頼関係の構築を心がける。

2 いじめの防止

(1) 基本的な考え方

- ・ いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にもなりうることを踏まえ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に、全職員で取り組む。
- ・ 児童同士、児童と教師の信頼関係を築く。
- ・ 規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し、活躍できるような授業づくりを心がける。
- ・ 児童が互いに認め合える人間関係・学校風土を児童自らが作り出せるよう指導する。
- ・ 未然防止の取組が成果を上げているかは、日常的に児童の行動を把握したり、定期的なアンケートや児童の欠席日数などで検証したりし、改善点等について検討し、P D C Aサイクルに基づく取組を継続する。

(2) いじめ防止のための措置

- ① いじめについての共通理解を図ること

- ・いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知するなど、日頃から教職員全体の共通理解を図る。
 - ・全校集会や学級活動等で校長や教職員が日常的にいじめ問題について取り上げることで、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体で醸成する。
 - ・児童にいじめの具体的な姿を認識させるため、具体的な行動や言葉の例を示す。
- ② いじめに向かわない態度・能力を育成すること
- ・道徳教育や人権教育を充実するとともに、読書活動・体験活動を推進し、社会性を育む。
 - ・社会体験、生活体験などを通して、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培う。
 - ・教育活動全体を通じて、自他を認め、互いの人格を尊重することにより、ストレスをコントロールする能力やコミュニケーション能力を育む。
- ③ いじめを生まないために指導上留意すること
- ・授業についていけない焦りや劣等感などが過度のストレスにならないよう、一人一人を大切にしたわかりやすい授業づくりを心がける。
 - ・学級や学年の人間関係を把握し、一人一人が活躍できる集団づくりに取り組む。
 - ・教職員の不適切な言動によって、児童を傷つけたり、いじめを助長したりすることがないよう細心の注意を払って指導する。
 - ・教職員として「いじめられる側にも問題がある」という認識を絶対にしない。
 - ・児童の特性等について適切に理解したうえで、指導に当たる。
- ④ 自己有用感や自己肯定感を高めること
- ・教育活動全体を通して、児童一人一人が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることができる機会を提供できるように努める。
 - ・校外での体験活動を通して、家庭や地域の大人から認められているという思いが得られるようになる。
 - ・困難な状況を乗り越えられるような体験の機会を設け、自己肯定感を高めることができるようになる。
 - ・小中連携教育を充実させ、幅広く、多様な目で児童を見守ることで、発達段階に応じて、自己有用感や自己肯定感が高まるようにする。
- ⑤ 児童自らがいじめ防止・撲滅について考える取組
- ・児童会を中心に、児童自身がいじめの防止を訴える取組を行う。(いじめ防止のための啓発ポスター作成・いじめ撲滅宣言の採択の取組等)

＜いじめ防止のメッセージ＞ 宮崎県教育委員会 人権同和教育課

　　ストップ！ 謹謹中傷・無関心・考へのない言動　自分がされたらどう思う？　いじめをしない　見逃さない（R5宮崎県いじめ問題子どもサミットより）

- ・児童が活動の意義を理解し、主体的に参加できているか、教職員がチェックしながら適宜アドバイスしていく。

3 いじめの早期発見

(1) 基本的な考え方

- ・いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気付きにくい形で行われることを共通理解する。
- ・些細な兆候を見逃さず「いじめではないか」との疑いを持ち、隠したり軽視したりすることな

く複数の教職員で関わり、積極的に認知する。

- ・ グループ内のいじめでは被害者の訴えがないことが多いため、常日頃より児童の動きを細かく観察する。

(2) いじめ早期発見のための取組

① アンケート

- ・ 毎月1回、記名・無記名で生活アンケートを実施する。さらに、年1回の県下一斉いじめの実態把握アンケートを実施し、いじめの実態を把握する。

② 教育相談体制

- ・ 学期に1回以上の定期的な教育相談によりいじめの実態の把握に努める。
- ・ 教師と児童の日常のコミュニケーションを大切にし、いじめを訴えやすい雰囲気をつくる。
- ・ 個人面談等を通して教師と保護者の好ましい人間関係づくりに努め、いじめに関して相談しやすい雰囲気を作る。
- ・ 児童が誰にでも相談できるような体制づくりを行う。
- ・ 月1回のカウンセリング委員会で気になる児童の情報を全教職員で共通認識しておく。
- ・ 担任以外にも相談窓口（保健室等）があることを周知する。

③ その他

- ・ 休み時間や放課後等、様々な場面で児童を見守り、動きを把握する職員体制をつくる。
- ・ 日記や生活カード、相談箱を設置すること等から、児童の悩みを把握する。
- ・ 相談電話（24時間子供SOSダイヤル等）やSNS相談（宮崎県子どもSNS相談等）を周知する。

4 いじめに対する措置

(1) 基本的な考え方

- ・ 発見や通報等によっていじめと思われる言動を認知した場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに管理職に報告し、組織で対応する。
- ・ 被害児童を守り通すとともに、加害児童には毅然とした態度で指導する。
- ・ 全教職員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関と連携し対応する。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・ 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、すぐにその行為を止める。
- ・ 児童や保護者等から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴する。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ・ 発見、通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、速やかに管理職に報告し、臨時のカウンセリング委員会で情報共有する。
- ・ 速やかに関係児童から事情を聴き取り、いじめの事実を確認する。
- ・ 校長が事実確認の結果を教育委員会に報告する。
- ・ 重大な暴力行為や金品強要等を伴ういじめが生じる恐れがある場合は、警察署に相談または通報する。

(3) いじめられた児童又はその保護者への対応

- ・ 児童から、事実関係の聴き取りを行う。
- ・ 児童や保護者に「最後まで守り抜くこと」や「秘密を守ること」をはっきりと伝える。
- ・ 児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意する。

- ・ 事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報は、家庭訪問等で速やかに保護者に伝える（即日対応）。
- ・ 児童にとって信頼できる友人や教職員、家族等と連携して支える。
- ・ 安心して学習に取り組むことができるよう、必要に応じて別室での学習を提案し、安全を確保する。
- ・ 状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの協力を得る。
- ・ 謝罪や事後の行動観察（最低3ヶ月）の結果、いじめが解消したと思われる場合でも、見守りは継続する。

(4) いじめた児童への指導又はその保護者への助言

- ・ 児童から事実関係の聴き取りを行う。
- ・ いじめとして認知した場合、組織で速やかに対応し、謝罪の指導を行う。
- ・ 聴き取った内容を速やかに保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解を得る。
- ・ 保護者と連携した適切な対応ができるよう協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- ・ 組織として毅然とした指導を行い、いじめは絶対に許されない行為であることを理解させる。
- ・ 児童が抱える問題や、家庭での保護者の関わり方等にも目を向け、いじめを繰り返さないよう継続的に指導・支援する。

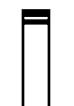
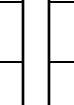
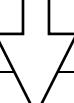
(5) いじめが起きた集団への働きかけ

- ・ 知らなかつた児童や傍観していた児童に対しても、自分の問題として捉えるように指導する。
- ・ いじめをやめさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。
- ・ はやしたてたり、同調したりする行為は、いじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・ 教育活動全体を通して、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しなければならないという態度を育む。

(6) ネット上のいじめへの対応

- ・ 不適切な書き込み等については、拡散を防ぐため、直ちに削除のための措置をとる。
- ・ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察署に通報し、適切な支援を求める。
- ・ 児童が悩みを抱え込むことのないよう、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談など、関係機関の取組を周知する。
- ・ 情報モラル教育の推進と保護者への啓発活動を行う。

いじめの把握（下位にいくほど重篤な事態）

A		嫌なあだ名を言われる。体のことなどの悪口を言われたり、からかわれたりする。
B		仲間はずれにされる。無視される。「くさい」「あっちに行け」など言われる。
C		ABが継続して行われる。叩く、蹴る、ボールを投げつけられる。足をかけられる。通せんぼされるなど身体的苦痛を伴う行為が行われる。
D		いじめを苦にして不登校になる。
E		いじめを苦にして、死を口にし始めたり、自傷行為をしたりする。

把握に応じた対応

A	<ul style="list-style-type: none"> ・担任を中心に複数で対応する。多くの情報を集め、「いつ、どこで、だれが、何をした」のか、また見ていていた児童がいないか確認する。 ・いかなる理由があってもいじめは許されないことを指導する。 ・記録をとるとともに、速やかに報告する。(担任、学年主任→生徒指導主事→教頭→校長) ・家庭に連絡し指導の内容を報告する。
B	<ul style="list-style-type: none"> ・以上の対応に加え、臨時のカウンセリング委員会を開催する。
C	<ul style="list-style-type: none"> ・関係児童、保護者に複数で話を聞き、事実を確認する。確認者は速やかに報告する。 ・加害者にはいじめをやめさせ、断固とした態度で被害者を守る。傍観者もいじめの加害者と同じ立場として、指導する。
D	<ul style="list-style-type: none"> ・校長が重篤ないじめであると判断した場合は、報告を受けてから 24 時間以内に臨時のカウンセリング委員会を開く。この会はいじめが解決したと判断できるまで、定期的に開かれる。 ・職員会を開き、いじめの事実、経緯について共有する。 ・被害者児童保護者に、学級担任、校長が経緯を報告する。 ・教育委員会、関係機関に報告し、指導助言を仰ぐ。
E	<p>↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ・C、D の対応に加え、教育委員会、児童相談所等の関係機関を含めた対策会議を開き、組織的対応をする。

5 いじめの早期発見・早期対応のための年間計画

4月	生活アンケート	カウンセリング委員会	個人面談(保護者) ボランティア活動
5月	生活アンケート	カウンセリング委員会	教育相談(1学期)
6月	生活アンケート	カウンセリング委員会	
7月	生活アンケート	カウンセリング委員会	「いのちを大切にする教育」週間
8月	研修及び研修会への参加		
9月	生活アンケート 県下一斉アンケート	カウンセリング委員会	児童会による運動会スローガン作成
10月	生活アンケート	カウンセリング委員会	教育相談(2学期)
11月	生活アンケート	カウンセリング委員会	
12月	生活アンケート	カウンセリング委員会	世界人権デイ・あったか週間
1月	生活アンケート	カウンセリング委員会	児童会によるお別れ集会企画
2月	生活アンケート	カウンセリング委員会	教育相談(3学期)
3月	生活アンケート	カウンセリング委員会	

※ボランティア活動は通年活動

6 いじめ防止等のための組織

(1) カウンセリング委員会（方針、組織、時期）

- ・ 基本方針に基づく取組の実施や計画、検証等の中核を担う。
- ・ いじめに関する相談、通報の窓口となる。
- ・ 委員会の構成員は全職員とし、毎月1回程度とする。
- ・ 生活アンケートや教育相談、観察を通して気になる児童への対応について協議し共通理解を図る。

(2) 臨時のカウンセリング委員会（方針、組織、時期）

- ・ 緊急性の高い事案の場合、速やかに会を開き、情報の共有記録、関係児童への事実関係の聴き取り、指導や支援体制、対応方針の決定、保護者との連携等の対応などが組織的に実施できるようにする。
- ・ 委員会の構成員は校長、教頭、生徒指導主事、該当担任、学年主任、養護教諭、その他（校長の判断）とする。

いじめ防止等のための組織および取組

- ・ いじめを許さない学校風土の醸成 校長を中心とした全職員
- ・ いじめを許さない学年、学級風土の醸成 全職員

○ 早期発見のため

- ・ 生活アンケート（月1回）担任
- ・ 教育相談週間（学期1回）担任
- ・ 地域、家庭との連携
- ・ 生活態度等の観察

○ 共通理解のため

- ・ カウンセリング委員会（月1回）全職員
- ・ 地域との連絡、連携
- ・ 学校運営協議会委員、民生委員等との連絡、連携

○ その他の取組 全職員

- ・ わかる授業づくり
- ・ 心の居場所づくり
- ・ 自己有用感、自己肯定感を高めること
- ・ 「いのちを大切にする教育」週間
- ・ 「あったか週間」
- ・ 体験活動の充実を通した社会性の向上や共感的理解の醸成

○ 外部との連携

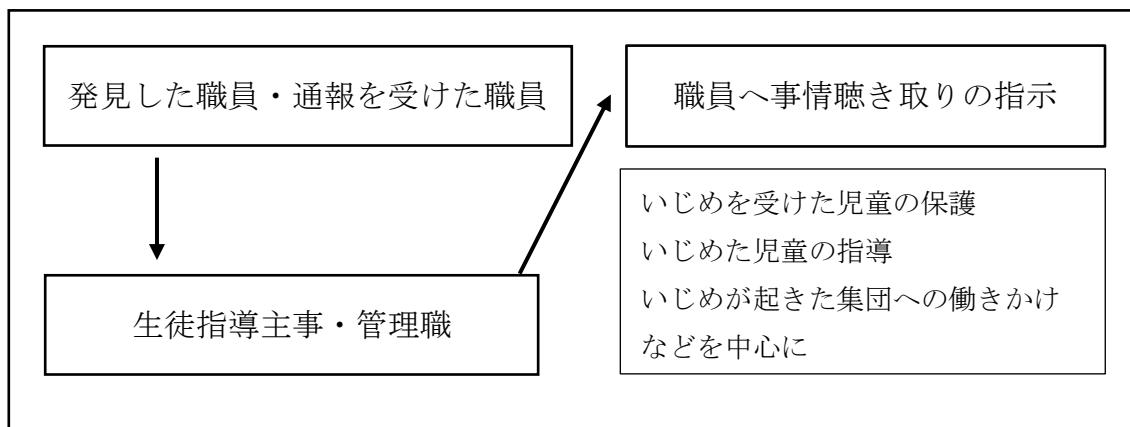
- ・ スクールカウンセラー
- ・ スクールソーシャルワーカー（月2回程）
- ・ 警察スクールサポーター

○ 児童自らによる取組（全職員による指導）

- ・ 児童会による各取組
- ・ 縦割り清掃による異学年交流
- ・ クラブ活動や委員会活動による異学年交流、並びに自主的活動

7 いじめに対する措置（緊急時の組織の対応）

ア いじめの発見・通報を受けた時の対応



イ 情報の共有

